

日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

第2部 属性

<属性の記録>

セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料

第4章 著作

2018年12月25日 作成
2019年1月7日 公開
2023年3月1日 最終更新

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会: ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会
発行 公益社団法人日本図書館協会
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
Tel.03-3523-0811 Fax.03-3523-0841

第 4 章 著作

目次	
#4 著作.....	10
#4.0 通則.....	10
#4.0.1 記録の目的.....	10
#4.0.1.1 規定の構成.....	10
#4.0.2 情報源.....	10
#4.0.3 記録の方法.....	10
#4.0.4 著作の識別に影響を与える変化.....	10
#4.0.4.1 複数巻単行資料として刊行される著作.....	11
#4.0.4.2 逐次刊行物として刊行される著作.....	11
#4.0.4.2A 責任性の変化.....	11
#4.0.4.2B 本タイトルの重要な変化.....	11
#4.0.4.3 更新資料として刊行される著作.....	12
#4.0.4.3A 責任性の変化.....	12
#4.0.4.3B 本タイトルの変化.....	12
<#4.1~#4.2 著作のタイトル>.....	12
#4.1 著作の優先タイトル.....	12
#4.1.1 記録の範囲.....	12
#4.1.2 情報源.....	12
#4.1.3 優先タイトルの選択.....	13
#4.1.3A 活版印刷が主となる時代以降の著作.....	13
#4.1.3A 活版印刷が主となる時代以降の著作 別法.....	13
#4.1.3B 活版印刷が主となる時代より前の著作.....	14
#4.1.3B 活版印刷が主となる時代より前の著作 別法.....	14
#4.1.3C 文字種・読み.....	14
#4.1.3D 原語のタイトルを得られない著作.....	15
#4.1.3.1 著作の部分.....	15
#4.1.3.1.1 単一の部分.....	15
#4.1.3.1.2 複数の部分.....	16
#4.1.3.1.2 複数の部分 別法.....	16
#4.1.3.2 著作の集合.....	16
#4.1.3.2 著作の集合 別法.....	17
<#4.1.3.2.1~#4.1.3.2.3 別法 単数または複数の特定の創作者による著作の集合>.....	17
#4.1.3.2.1 全著作.....	17

#4.1.3.2.2	特定の一形式の全著作	17
#4.1.3.2.3	全著作以外の著作の集合	18
#4.1.3.2.3	全著作以外の著作の集合 別法	18
#4.1.4	記録の方法	18
#4.1.4A	日本語の優先タイトル	18
#4.1.4A	日本語の優先タイトル 別法	18
#4.1.4B	中国語の優先タイトル	19
#4.1.4C	韓国・朝鮮語の優先タイトル	19
#4.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル	19
#4.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル 別法	19
#4.1.4E	書写資料の優先タイトル	20
#4.1.4.1	著作の部分	20
#4.1.4.1.1	単一の部分	20
#4.1.4.1.2	複数の部分	20
#4.1.4.2	著作の集合	21
<#4.1.4.2.1~#4.1.4.2.3	単数または複数の特定の創作者による著作の集合>	21
#4.1.4.2.1	全著作	21
#4.1.4.2.2	特定の一形式の全著作	21
#4.1.4.2.3	全著作以外の著作の集合	21
#4.2	著作の異形タイトル	22
#4.2.1	記録の範囲	22
#4.2.2	情報源	23
#4.2.3	記録の方法	23
<#4.3~#4.7	タイトル以外の識別要素>	23
#4.3	著作の形式	23
#4.3.1	記録の範囲	23
#4.3.2	情報源	23
#4.3.3	記録の方法	24
#4.4	著作の日付	24
#4.4.1	記録の範囲	24
#4.4.2	情報源	24
#4.4.3	記録の方法	24
#4.5	著作の成立場所	24
#4.5.1	記録の範囲	24
#4.5.2	情報源	25
#4.5.3	記録の方法	25

#4.6 責任刊行者	25
#4.6.1 記録の範囲	25
#4.6.2 情報源	25
#4.6.3 記録の方法	25
#4.7 著作のその他の特性	25
#4.7.1 記録の範囲	25
#4.7.2 情報源	25
#4.7.3 記録の方法	26
<#4.8~#4.12 説明・管理要素>	26
#4.8 著作の履歴	26
#4.8.1 記録の範囲	26
#4.8.2 情報源	26
#4.8.3 記録の方法	26
#4.9 著作の識別子	26
#4.9.1 記録の範囲	26
#4.9.2 情報源	26
#4.9.3 記録の方法	26
#4.10 確定状況	26
#4.10.1 記録の範囲	27
#4.10.2 情報源	27
#4.10.3 記録の方法	27
#4.11 出典	27
#4.11.1 記録の範囲	27
#4.11.2 情報源	27
#4.11.3 記録の方法	27
#4.12 データ作成者の注記	27
<#4.13~#4.14 各種の著作>	28
<#4.13 法令等>	28
#4.13 法令等	28
#4.13.0 通則	28
#4.13.0.1 記録の目的	28
#4.13.0.1.1 規定の構成	28
#4.13.0.2 情報源	28
#4.13.0.3 記録の方法	28
#4.13.0.4 法令等の識別に影響を与える変化	29
<#4.13.1~#4.13.2 法令等のタイトル>	29

#4.13.1 法令等の優先タイトル	29
#4.13.1.1 記録の範囲	29
#4.13.1.2 情報源	29
#4.13.1.3 優先タイトルの選択	29
#4.13.1.3A 文字種・読み	29
#4.13.1.3.1 近現代の法律等	29
#4.13.1.3.1.1 単一の法律等	29
#4.13.1.3.1.1A 日本の法律等	29
#4.13.1.3.1.1B 外国の法律等	30
#4.13.1.3.1.1B 外国の法律等 別法	30
#4.13.1.3.1.2 法律等の集合	30
#4.13.1.3.2 前近代の法律、慣習法等	30
#4.13.1.3.3 条約	30
#4.13.1.3.3.1 単一の条約	30
#4.13.1.3.3.2 条約の集合	31
#4.13.1.4 記録の方法	31
#4.13.2 法令等の異形タイトル	31
#4.13.2.1 記録の範囲	31
#4.13.2.2 情報源	32
#4.13.2.3 記録の方法	32
<#4.13.3～#4.13.5 タイトル以外の識別要素>	32
#4.13.3 法令等の日付	32
#4.13.3.1 記録の範囲	32
#4.13.3.2 情報源	32
#4.13.3.3 記録の方法	32
#4.13.3.3 記録の方法 別法	32
#4.13.3.3.1 法律等の公布日	32
#4.13.3.3.2 条約の署名日	32
#4.13.4 法令等のその他の特性	33
#4.13.4.1 記録の範囲	33
#4.13.4.2 情報源	33
#4.13.4.3 記録の方法	33
#4.13.5 条約参加者	33
#4.14 音楽作品	33
#4.14.0 通則	33
#4.14.0.1 記録の目的	33

#4.14.0.1.1 規定の構成.....	33
#4.14.0.2 情報源.....	34
#4.14.0.3 記録の方法.....	34
#4.14.0.4 新たな音楽作品とみなす場合.....	34
<#4.14.1~#4.14.2 音楽作品のタイトル>	34
#4.14.1 音楽作品の優先タイトル.....	34
#4.14.1.1 記録の範囲.....	34
#4.14.1.2 情報源.....	35
#4.14.1.3 優先タイトルの選択.....	35
#4.14.1.3 優先タイトルの選択 別法	35
#4.14.1.3A 文字種・読み.....	36
#4.14.1.3B 一連番号を付された音楽作品	36
#4.14.1.3C カデンツァ	36
#4.14.1.3.1 音楽作品の部分.....	36
#4.14.1.3.1.1 単一の部分.....	36
#4.14.1.3.1.2 複数の部分.....	38
#4.14.1.3.1.2 複数の部分 別法	38
#4.14.1.3.2 音楽作品の集合.....	38
#4.14.1.3.2 音楽作品の集合 別法	39
<#4.14.1.3.2.1~#4.14.1.3.2.3 別法 単数または複数の特定の作曲者による音楽作品の集合>	39
#4.14.1.3.2.1 全作品.....	39
#4.14.1.3.2.2 特定の一形式の全作品	39
#4.14.1.3.2.3 全作品以外の音楽作品の集合	39
#4.14.1.3.2.3 全作品以外の音楽作品の集合 別法	39
#4.14.1.4 記録の方法.....	40
#4.14.1.4A 楽曲形式の名称のみから成る優先タイトル	40
#4.14.1.4A1 複数形・単数形	41
#4.14.1.4A1 複数形・単数形 別法.....	41
#4.14.1.4B 文字種・読み.....	41
#4.14.1.4.1 音楽作品の部分.....	41
#4.14.1.4.1.1 単一の部分.....	41
#4.14.1.4.1.2 複数の部分.....	41
#4.14.1.4.2 音楽作品の集合.....	42
<#4.14.1.4.2.1~#4.14.1.4.2.4 単数または複数の特定の作曲者による音楽作品の集合>	42

#4.14.1.4.2.1	全作品.....	42
#4.14.1.4.2.2	特定範囲または特定の演奏手段の全作品	42
#4.14.1.4.2.3	単一の楽曲形式または曲種の全作品	42
#4.14.1.4.2.4	全作品以外の音楽作品の集合	43
#4.14.2	音楽作品の異形タイトル.....	43
#4.14.2.1	記録の範囲.....	43
#4.14.2.2	情報源.....	44
#4.14.2.3	記録の方法.....	44
<#4.14.3~#4.14.5	タイトル以外の識別要素>	44
#4.14.3	演奏手段.....	44
#4.14.3.1	記録の範囲.....	44
#4.14.3.2	情報源.....	44
#4.14.3.3	記録の方法.....	44
#4.14.3.3	記録の方法 任意追加	45
#4.14.3.3.1	器楽曲.....	45
#4.14.3.3.1.1	1 パート 1 演奏者の器楽曲.....	45
#4.14.3.3.1.1A	楽器の名称	45
#4.14.3.3.1.1B	手の数	45
#4.14.3.3.1.1C	楽器の調音と音域.....	46
#4.14.3.3.1.1C	楽器の調音と音域 任意追加	46
#4.14.3.3.1.1D	代替楽器.....	46
#4.14.3.3.1.1D	代替楽器 任意追加	46
#4.14.3.3.1.1E	持ち替え楽器.....	46
#4.14.3.3.1.1E	持ち替え楽器 任意追加	46
#4.14.3.3.1.1F	1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル.....	46
#4.14.3.3.1.1F	1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル 別法	46
#4.14.3.3.1.2	管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽の器楽曲	46
#4.14.3.3.1.3	単数または複数のソロの楽器と伴奏アンサンブルの器楽曲	47
#4.14.3.3.2	声楽曲.....	47
#4.14.3.3.2.1	ソロの声楽曲	47
#4.14.3.3.2.1	ソロの声楽曲 任意追加.....	47
#4.14.3.3.2.2	合唱曲.....	48
#4.14.3.3.3	演奏手段を特定できない曲	48
#4.14.4	音楽作品の番号.....	49
#4.14.4.1	記録の範囲.....	49
#4.14.4.2	情報源.....	49

#4.14.4.3 記録の方法.....	49
#4.14.4.3.1 一連番号.....	49
#4.14.4.3.2 作品番号.....	49
#4.14.4.3.3 主題目録番号.....	50
#4.14.5 調.....	50
#4.14.5.1 記録の範囲.....	50
#4.14.5.2 情報源.....	50
#4.14.5.3 記録の方法.....	50
<#4.15~#4.23 著作の内容>.....	51
#4.15 著作の内容に関する記録.....	51
#4.15.0 通則.....	51
#4.15.0.1 記録の目的.....	51
#4.15.0.2 記録の範囲.....	51
#4.15.0.3 情報源.....	51
#4.15.0.4 記録の方法.....	51
<#4.16~#4.23 著作の内容のエレメント>.....	51
#4.16 内容の性質.....	51
#4.16.0 通則.....	51
#4.16.0.1 記録の範囲・情報源.....	51
#4.16.0.1.1 記録の範囲.....	51
#4.16.0.1.2 情報源.....	51
#4.16.0.2 記録の方法.....	51
#4.17 内容の対象範囲.....	52
#4.17.0 通則.....	52
#4.17.0.1 記録の範囲・情報源.....	52
#4.17.0.1.1 記録の範囲.....	52
#4.17.0.1.2 情報源.....	52
#4.17.0.2 記録の方法.....	52
#4.18 地図の座標.....	52
#4.18.0 通則.....	52
#4.18.0.1 記録の範囲・情報源.....	52
#4.18.0.1.1 記録の範囲.....	52
#4.18.0.1.1.1 エレメント・サブタイプ.....	52
#4.18.0.1.2 情報源.....	52
#4.18.0.2 記録の方法.....	52
#4.18.1 経緯度.....	53

#4.18.1.1	記録の範囲.....	53
#4.18.1.2	記録の方法.....	53
#4.18.1.2	記録の方法 任意追加.....	53
#4.18.1.2	記録の方法 別法.....	53
#4.18.1.2	記録の方法 別法 任意追加.....	53
#4.18.2	頂点座標.....	53
#4.18.2.1	記録の範囲.....	54
#4.18.2.2	記録の方法.....	54
#4.18.3	赤経・赤緯.....	54
#4.18.3.1	記録の範囲.....	54
#4.18.3.2	記録の方法.....	54
#4.19	分点.....	55
#4.19.0	通則.....	55
#4.19.0.1	記録の範囲・情報源.....	55
#4.19.0.1.1	記録の範囲.....	55
#4.19.0.1.2	情報源.....	55
#4.19.0.2	記録の方法.....	55
#4.20	元期.....	55
#4.20.0	通則.....	55
#4.20.0.1	記録の範囲・情報源.....	55
#4.20.0.1.1	記録の範囲.....	55
#4.20.0.1.2	情報源.....	55
#4.20.0.2	記録の方法.....	55
#4.21	対象利用者.....	55
#4.21.0	通則.....	55
#4.21.0.1	記録の範囲・情報源.....	55
#4.21.0.1.1	記録の範囲.....	55
#4.21.0.1.2	情報源.....	56
#4.21.0.2	記録の方法.....	56
#4.22	文書・コレクションの組織化.....	56
#4.22.0	通則.....	56
#4.22.0.1	記録の範囲・情報源.....	56
#4.22.0.1.1	記録の範囲.....	56
#4.22.0.1.2	情報源.....	56
#4.22.0.2	記録の方法.....	56
#4.23	学位論文情報.....	56

#4.23.0 通則.....	56
#4.23.0.1 記録の範囲・情報源.....	56
#4.23.0.1.1 記録の範囲.....	56
#4.23.0.1.1.1 サブエレメント.....	56
#4.23.0.1.2 情報源.....	57
#4.23.0.2 記録の方法.....	57
#4.23.1 学位.....	57
#4.23.2 学位授与機関.....	57
#4.23.3 学位授与年.....	57
#4.23.3 学位授与年 任意追加.....	57

#4 著作

#4.0 通則

この章では、著作の属性の記録について規定する。

記録する要素として、著作のタイトル、著作のタイトル以外の識別要素、説明・管理要素、著作の内容がある。

著作のタイトルには、第一の識別要素である著作の優先タイトルと、著作の異形タイトルとがある。なお、この章では、「著作のタイトル」、「著作の異形タイトル」をそれぞれ単に「タイトル」、「異形タイトル」と記載することがある。

#4.0.1 記録の目的

著作の属性の記録の目的は、著作の識別を可能とすること、および利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。

#4.0.1.1 規定の構成

一般的な著作の属性については、その通則を#4.0 で、タイトルを#4.1～#4.2 で、タイトル以外の識別要素を#4.3～#4.7 で、説明・管理要素を#4.8～#4.12 で規定する。著作の内容は、#4.15～#4.23 で規定する。

法令等の属性については、その通則を#4.13.0 で、タイトルを#4.13.1～#4.13.2 で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.13.3～#4.13.5 を優先した上で、#4.3～#4.7 をも適用できる。

音楽作品の属性については、その通則を#4.14.0 で、タイトルを#4.14.1～#4.14.2 で、音楽作品固有のタイトル以外の識別要素を#4.14.3～#4.14.5 で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.3～#4.7 をも適用できる。

法令等、音楽作品の説明・管理要素は、#4.8～#4.12 による。

(参照：著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#22 を見よ。)

#4.0.2 情報源

著作の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。

(参照：著作の優先タイトルについては、#4.1.2～#4.1.3.2 別法を見よ。異形タイトルについては、#4.2.2 を見よ。)

#4.0.3 記録の方法

著作のタイトルは、規定した情報源に基づく情報を、#1.11～#1.12.3 に従って記録する。

(参照：#4.1.4、#4.2.3 を見よ。)

タイトル以外の識別要素は、#4.3.3～#4.7.3 に従って記録する。

説明・管理要素は、#4.8.3～#4.12 に従って記録する。

著作の内容は、#4.15.0.4～#4.23.0.2 に従って記録する。

#4.0.4 著作の識別に影響を与える変化

著作の識別に影響を与える変化が生じた場合は、著作に対する新規の記述を作成する

か、従来の記述を更新する必要がある。

#4.0.4.1 複数巻単行資料として刊行される著作

複数巻単行資料として刊行される著作について、刊行方式または機器種別に変化が生じた場合は、その体現形に対する新規の記述を作成する。このとき、さらに著作に対する責任性にも変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、著作に対する新規の記述を作成する。ただし、著作に対する典拠形アクセス・ポイントに複数の創作者に対する典拠形アクセス・ポイントが含まれている場合に、その一部にだけ変化が生じたときは、新規の記述を作成すべき責任性の変化とみなさずに、従来の記述にその変化を反映させる。

著作に対する新規の記述は、その体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻の表示に合わせ、著作の責任性の変化を反映して作成する。

(参照：刊行方式または機器種別の変化については、#2.0.5A を見よ。)

著作に対する新規の記述を作成する必要がある責任性の変化には、次のものがある。

- a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える変化

(参照：#6～#8、#22.1A を見よ。)

- b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える変化

(参照：#4.6、#4.7、#22.1.6 を見よ。)

(参照：#2.1.1.4a)、#2.1.1.4 別法 a) を見よ。)

#4.0.4.2 逐次刊行物として刊行される著作

逐次刊行物として刊行される著作について、責任性に変化が生じた場合、または本タイトルに重要な変化が生じた場合は、その体現形に対する新規の記述を作成すると同時に、著作に対する新規の記述を作成する。

(参照：#2.1.1.4b)、#2.1.1.4 別法 b)、#2.2.0.6 を見よ。)

#4.0.4.2A 責任性の変化

著作に対する新規の記述は、体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻号の表示に合わせ、著作の責任性の変化を反映して作成する。

著作に対する新規の記述を作成する必要がある責任性の変化には、次のものがある。

- a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える変化

(参照：#6～#8、#22.1A を見よ。)

- b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える変化

(参照：#4.6、#4.7、#22.1.6 を見よ。)

#4.0.4.2B 本タイトルの重要な変化

著作に対する新規の記述は、体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻号の表示

に合わせ、本タイトルの重要な変化を反映して作成する。

#4.0.4.3 更新資料として刊行される著作

更新資料として刊行される著作について、責任性に変化が生じた場合、または本タイトルに変化が生じた場合は、その体現形に対する記述の更新に合わせ、著作に対する従来の記述を更新する。

(参照: #2.1.1.4c)、#2.1.1.4 別法 c)、#2.2.0.6 を見よ。)

#4.0.4.3A 責任性の変化

著作に対する従来の記述を、更新資料の最新のイテレーションでの表示に合わせ、著作の責任性の変化を反映して更新する。

著作に対する従来の記述を更新する必要がある責任性の変化には、次のものがある。

- a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える変化

(参照: #6~#8、#22.1A を見よ。)

- b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える変化

(参照: #4.6、#4.7、#22.1.6 を見よ。)

#4.0.4.3B 本タイトルの変化

著作に対する従来の記述を、更新資料の最新のイテレーションでの表示に合わせ、本タイトルのどのような変化をも反映して更新する。従来の優先タイトルは、異形タイトルとして記録する。

<#4.1~#4.2 著作のタイトル>

著作のタイトルは、エレメントである。

著作のタイトルには、次のエレメント・サブタイプがある。

- a) 著作の優先タイトル (参照: #4.1 を見よ。)
- b) 著作の異形タイトル (参照: #4.2 を見よ。)

#4.1 著作の優先タイトル

著作の優先タイトルは、著作のタイトルのエレメント・サブタイプである。

著作の優先タイトルは、コア・エレメントである。

#4.1.1 記録の範囲

著作の優先タイトルとは、著作を識別するために選択する名称である。優先タイトルはその著作に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。

(参照: #22.1~#22.1A 別法を見よ。)

優先タイトルとして選択しなかったタイトルは、異形タイトルとして記録できる。

(参照: #4.2 を見よ。)

#4.1.2 情報源

著作の優先タイトルの情報源は、#4.1.3A~#4.1.3D で規定する。ただし、著作の部分ま

たは著作の集合に対する優先タイトルの選択にあたって、#4.1.3.1～#4.1.3.2 別法に該当する規定がある場合は、それを優先する。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.1.3 優先タイトルの選択

一般によく知られているタイトルを、その著作の優先タイトルとして選択する。慣用形や簡略形の場合もある。

優先タイトルには、別タイトルを含めない。

著作の部分または著作の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。

著作の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.3A～#4.1.3D に#4.1.3.1～#4.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。

著作の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.3A～#4.1.3D に#4.1.3.2～#4.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。

#4.1.3A 活版印刷が主となる時代以降の著作

活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは 1501 年以降）の著作については、その著作の体現形または参考資料によって最もよく知られている原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。

黒い雨

(当初は「姪の結婚」というタイトルで連載されていた井伏鱒二の著作)

黒船

(「夜明け」というタイトルでも知られている山田耕筰のオペラ)

最もよく知られているタイトルとして確立された原語のタイトルが容易に判明しない場合は、原版の本タイトルを優先タイトルとして選択する。

著作の異なる言語の版が同時に出版されていて、その原語を決定できない場合は、データ作成機関が最初に入手した体現形の本タイトルを優先タイトルとして選択する。

異なる言語の版が同一の体現形に含まれている場合は、優先情報源に最初に現れた本タイトルを優先タイトルとして選択する。

(参照: 優先情報源については、#2.0.2.2 を見よ。)

著作が同一言語で異なるタイトルの下に同時に出版されている場合は、データ作成機関が最初に入手した体現形の本タイトルを優先タイトルとして選択する。

Harry Potter and the philosopher's stone

(英国版のタイトルは Harry Potter and the philosopher's stone、米国版のタイトルは Harry Potter and the sorcerer's stone。英国版を最初に入手した場合)

(参照: 文字種・読みについては、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.3A 活版印刷が主となる時代以降の著作 別法

*活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは 1501 年以降）

の著作については、その著作の体现形または参考資料によって最もよく知られている日本語タイトルを優先タイトルとして選択する。

日本語タイトルが容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する。

著作が日本語の異なるタイトルの下に同時に出版されている場合は、データ作成機関が最初に入手した体现形の本タイトルを優先タイトルとして選択する*。

自負と偏見

(「高慢と偏見」というタイトルでも邦訳が出版されているジェイン・オースティンの著作。「自負と偏見」を最初に入手した場合)

(参照: 文字種・読みについては、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.3B 活版印刷が主となる時代より前の著作

活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは 1500 年まで）の著作については、現代の参考資料において識別される原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。参考資料に確定的な形がない場合は、著作の新しい版、古い版、手稿の複製の順に、よく見られる形を優先タイトルとして選択する。

春色梅児誉美

Προβλήματα

(参照: 文字種・読みについては、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.3B 活版印刷が主となる時代より前の著作 別法

活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは 1500 年まで）の著作については、現代の参考資料において識別される日本語タイトルを優先タイトルとして選択する。参考資料に確定的な形がない場合は、著作の新しい版、古い版、手稿の複製の順に、よく見られる形を優先タイトルとして選択する。

日本語タイトルが容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する。

ミサの神秘

(De mysterio missae の日本語タイトル)

(参照: 文字種・読みについては、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.3C 文字種・読み

a) 日本語

表示形を優先タイトルとして選択する。読みは、情報源における表示を優先して選択する。その情報源に読みの表示がなければ、その他の情報源、一般的な読みの順に選択する。

b) 中国語

表示形を優先タイトルとして選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。

c) 韓国・朝鮮語

表示形を優先タイトルとして選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。

d) 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語

表示形または翻字形を優先タイトルとして選択する。

(参照: 言語については、#4.1.3A～#4.1.3B 別法を見よ。)

(参照: 読みの記録の方法については、#4.1.4A～#4.1.4D 別法を見よ。)

#4.1.3D 原語のタイトルを得られない著作

#4.1.3A～#4.1.3B 別法に従って優先タイトルを選択できない場合は、次の優先順位で優先タイトルを選択する。

a) データ作成機関で定める言語の参考資料に現れるタイトル

b) データ作成者付与タイトル (参照: #2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。)

書写資料については、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイント (参照: #28.1 を見よ。) と結合したデータ作成者付与タイトルを選択することができる。

(参照: この場合の書写資料の優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4E を見よ。)

#4.1.3.1 著作の部分

著作の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.1.3～#4.1.3D に加えて、#4.1.3.1.1～#4.1.3.1.2 別法に従う。

(参照: #4.1.3 を見よ。)

#4.1.3.1.1 単一の部分

著作の単一の部分については、その部分のタイトルを優先タイトルとして選択する。

春の雪

(三島由紀夫作「豊饒の海」の部分)

船乗りシンドバッド

(「千一夜物語」の部分)

(#4.1.3B 別法による例)

社会科学ジャーナル

(「国際基督教大学学報」の部分)

その部分が、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合は、その語句を当該部分の優先タイトルとして選択する。

第 1 部

自然科学編

(参照: #22.1.7.1A を見よ。典拠形アクセス・ポイントの構築では、著作全体のタイトルを冠する。)

逐次刊行物および更新資料について、その部分が、部分であることを示す一般的な語句と、当該部分のタイトルの組み合わせで識別される場合は、両者の組み合わせを優先タイトルとして選択する。

第 2 部, 数学・数学教育

(参照: #22.1.7.1B を見よ。単一の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、

#4.1.4.1.1 を見よ。)

聖典の部分の優先タイトルは、聖典全体の優先タイトルと部分の優先タイトルを組み合わせで構築する。略称で知られている場合は、それを優先タイトルとして選択する。ただし、仏教経典の優先タイトルは、部分の優先タイトルのみを選択する。

聖書. 新約

聖書. マルコによる福音書

(#4.1.3B 別法による例)

法華経

(参照: #22.1.7.1D を見よ。)

#4.1.3.1.2 複数の部分

- a) 著作の複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合
各部分に対して、#4.1.3.1.1 に従って、優先タイトルを選択する。
- b) 著作の連続する複数の部分が、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合

それらの部分を一括して識別するために、番号を伴う語句を優先タイトルとして選択する。

(参照: 複数の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4.1.2 を見よ。)

#4.1.3.1.2 複数の部分 別法

- a) 著作の複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合
それらの部分を一括して識別するために、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各部分の優先タイトルを記録することができる。
- b) 著作の連続する複数の部分が、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合

それらの部分を一括して識別するために、番号を伴う語句を優先タイトルとして選択する。

(参照: 複数の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4.1.2 を見よ。)

#4.1.3.2 著作の集合

著作の集合は、その体現形や参考資料に使用されている総合タイトルがある場合は、そのタイトルを、#4.1.3~#4.1.3Dに従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.1.3.2.1~#4.1.3.2.3別法に従う。

潤一郎ラビリンス

岩波講座計算科学

イギリス新鋭作家短篇選

社会科学ジャーナル

(体現形に使用されている総合タイトル)

総合タイトルがない場合は、複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、各著作に対する優先タイトルのみを選択し、著作の集合に対する優先タイトルは選択しない。単数または複数の特定の創作者による著作の集合については、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3に従う。

聖典については、略称も含めてよく知られている名称を聖典の集合の優先タイトルとして選択する。大蔵経は、聖典の集合として扱う。

大正新脩大蔵経

#4.1.3.2 著作の集合 別法

著作の集合は、その体现形や参考資料に使用されている総合タイトルがある場合は、そのタイトルを、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3別法に従う。

潤一郎ラビリンス

岩波講座計算科学

イギリス新鋭作家短篇選

社会科学ジャーナル

（体现形に使用されている総合タイトル）

総合タイトルがない場合は、複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、データ作成者付与タイトル（参照：#2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11別法を見よ。）を優先タイトルとして選択する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる。単数または複数の特定の創作者による著作の集合については、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3別法に従う。

聖典については、略称も含めてよく知られている名称を聖典の集合の優先タイトルとして選択する。大蔵経は、聖典の集合として扱う。

大正新脩大蔵経

<#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3 別法 単数または複数の特定の創作者による著作の集合>

#4.1.3.2.1 全著作

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、出版時点で完成している全著作または全著作を収めることを意図する著作の集合については、定型的総合タイトルを選択する。

作品集

（一定の組を成す複数の創作者による全著作「鉄幹晶子全集」について、定型的総合タイトルを選択する場合）

（参照：全著作の記録の方法については、#4.1.4.2.1を見よ。）

#4.1.3.2.2 特定の一形式の全著作

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、特定の一形式の全著作ま

たはそれを収めることを意図する著作の集合については、定型的総合タイトルを選択する。

(参照: 特定の一形式の全著作の記録の方法については、#4.1.4.2.2を見よ。)

#4.1.3.2.3 全著作以外の著作の集合

単数または複数の特定の創作者(個人・家族・団体)の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合については、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、各著作の優先タイトルを選択するのみとする。

#4.1.3.2.3 全著作以外の著作の集合 別法

単数または複数の特定の創作者(個人・家族・団体)の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合については、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる。

(参照: 全著作以外の著作の集合に対する定型的総合タイトルの記録の方法については、#4.1.4.2.3を見よ。)

#4.1.4 記録の方法

著作の優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.0.3 および#4.1.4.1～#4.1.4.2.3に従って記録する。

(参照: #1.11～#1.12.3を見よ。)

(参照: 各言語のタイトルについては、#4.1.4A～#4.1.4D 別法を見よ。)

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A～#4.1.3Cを見よ。)

#4.1.4A 日本語の優先タイトル

日本語の優先タイトルは、表示形とその読みを記録する。

表示形における漢字は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体で記録する。

読みは、片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと表示形が完全に一致するときは、読みの記録を省略できる。

黒い雨||クロイ アメ

文藝春秋||ブンゲイ シュンジュウ

ロマネスク

(読みと表示形が完全に一致し、読みの記録を省略した例)

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3Cを見よ。)

#4.1.4A 日本語の優先タイトル 別法

日本語の優先タイトルは、表示形とその読みを記録する。

*表示形における漢字は、原則として常用漢字で記録する。

読みは、片仮名読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する*。読みと表示形が完全に一致するときは、読みの記録を省略できる。

黒い雨||クロイ アメ

文芸春秋 | | ブンゲイ シュンジュウ

(常用漢字で記録した例)

ロマネスク

(読みと表示形が完全に一致し、読みの記録を省略した例)

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A 別法、#4.1.3B 別法、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.4B 中国語の優先タイトル

中国語の優先タイトルは、表示形を記録する。

表示形は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体（繁体字、簡体字を含む）で記録する。

読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形（ピンインを含む）で、適切な単位に分かち書きして記録する。

春秋战国时期法家代表人物简介

圖解國貿實務

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.4C 韓国・朝鮮語の優先タイトル

韓国・朝鮮語の優先タイトルは、表示形を記録する。

表示形における漢字は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体で記録する。ハングルが含まれる場合は、その部分はハングルで記録する。

ハングルは、適切な単位に分かち書きして記録する。

読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で、適切な単位に分かち書きして記録する。

한국 도시 행정학

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.4D 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル

日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトルは、原則として表示形または翻字形を記録する。

読みは、原則として記録しない。

Geography and trade

Madame Bovary

Byan chub sems dpahi spyod pa la hjug pa

(チベット語の翻字形)

(参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.4D 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル 別法

日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトルは、片仮名表記形で記録する。単語の単位で中点（・）を挿入し、または分かち書きして記録することもできる。

読みは、原則として記録しない。

(参照：言語および文字種の選択については、#4.1.3A 別法、#4.1.3B 別法、#4.1.3C を見よ。)

#4.1.4E 書写資料の優先タイトル

書写資料の優先タイトルについて、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイント（参照：#28.1 を見よ。）と結合したデータ作成者付与タイトルを選択する場合は、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイントに続けて、「書写資料」または「Manuscript」と記録する。さらに書写資料または書写資料群に所蔵機関が与える記号表示を付加する。コレクション内の単一の書写資料を対象とする場合は、判明すれば、丁数を付加する。

国立国会図書館. 書写資料. VE501||コクリツ コッカイ トショカン. ショシヤ
シリョウ. VE501

(参照：優先タイトルの選択については、#4.1.3D を見よ。)

#4.1.4.1 著作の部分

#4.1.4.1.1 単一の部分

著作の単一の部分について、優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.1.4～#4.1.4D 別法に従って記録する。

春の雪||ハル ノ ユキ

その部分が、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合は、優先タイトルとして選択したその語句を、資料に表示されているとおりに記録する。ただし、漢字やラテン文字等で表記された数は、アラビア数字に置き換えて記録する。また、序数を記録するときは、当該言語で一般に使用される序数を示す表記の形式で記録する。

(参照：#1.11.6 を見よ。)

第 1 部||ダイ 1 ブ

自然科学編||シゼン カガク ヘン

逐次刊行物および更新資料について、その部分が、部分であることを示す一般的な語句と当該部分のタイトルの組み合わせで識別される場合は、初めに部分であることを示す一般的な語句を記録し、コンマ、スペースに続けて、当該部分のタイトルを記録する。

第 2 部, 数学・数学教育||ダイ 2 ブ, スウガク スウガク キョウイク

#4.1.4.1.2 複数の部分

連続する複数の部分に対する優先タイトルとして、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句を選択する場合は、その一般的な語句を資料に表示されている形式に従って記録する。一連の番号については、範囲を示した形とする。

第 1-6 部||ダイ 1-6 ブ

複数の部分に対する優先タイトルとして、定型的総合タイトルを選択する場合は、「選集」または「Selections」と記録する。

(参照：複数の部分に対する優先タイトルの選択については、#4.1.3.1.2、#4.1.3.1.2 別法

を見よ。)

#4.1.4.2 著作の集合

著作の集合について、その体现形や参考資料に使用されている総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.1.4～#4.1.4D 別法に従って記録する。

<#4.1.4.2.1～#4.1.4.2.3 単数または複数の特定の創作者による著作の集合>

#4.1.4.2.1 全著作

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、全著作または全著作を収めることを意図する著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録する。「作品集」が適切でない場合は、「著作集」などの総称的な語を記録する。

#4.1.4.2.2 特定の一形式の全著作

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、特定の一形式の全著作またはそれを収めることを意図する著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、次の用語のうち一つを記録する。いずれも適切でない場合は、特定の形式を表す適切な用語を優先タイトルとして記録する。

演説集 エンゼツシュウ	Speeches
歌詞集 カシシュウ	Lyrics
歌集 カシュウ	
戯曲集 ギキョクシュウ	Plays
句集 クシュウ	
散文作品集 サンブン サクヒンシュウ	Prose works
詩集 シシュウ	Poems
小説集 ショウセツシュウ	Novels
書簡集 ショカンシュウ	Correspondence
随筆集 ズイヒツシュウ	Essays
短編小説集 タンペン ショウセツシュウ	Short stories
日記集 ニッキシュウ	
評論集 ヒョウロンシュウ	Essays
リブレット集 リブレットシュウ	Librettos
論文集 ロンブンシュウ	Essays

(参照: 単数または複数の特定の創作者による、特定の一形式の著作を複数含むが、すべてを収めていない場合は、#4.1.4.2.3 を見よ。)

#4.1.4.2.3 全著作以外の著作の集合

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合に対して、各著作に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.4～#4.1.4D 別法に従って記録する。

単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）の複数の著作を含むが、全著作を取っていない著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。それらの著作の集合が特定の一形式の著作から成る場合は、#4.1.4.2.2 で挙げた用語または適切な用語を記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。

小説集. 選集||ショウセツシュウ. センシュウ

Poems. Selections

（参照：全著作以外の著作に対する定型的総合タイトルの選択については、#4.1.3.2.3 別法を見よ。）

#4.2 著作の異形タイトル

著作の異形タイトルは、著作のタイトルのエレメント・サブタイプである。

#4.2.1 記録の範囲

著作の一般に知られているタイトル、体现形に表示されているタイトルなどで、優先タイトルとして選択しなかったタイトルを異形タイトルとして記録することができる。

異形タイトルとして記録するものは、次のとおりである。

a) 言語が異なるタイトル

夏の夜の夢||ナツ ノ ヨ ノ ユメ

（優先タイトル：A midsummer night's dream）

A midsummer night's dream

（優先タイトル：夏の夜の夢）

（#4.1.3A 別法による例）

b) 同一言語の異なるタイトル

牛若物語||ウシワカ モノガタリ

（優先タイトル：義経記）

c) 詳細度が異なるタイトル

日本国現報善悪霊異記||ニホンコク ゲンポウ ゼンアク リョウイキ

（優先タイトル：日本霊異記）

d) 文字種が異なるタイトル

つれづれ草||ツレズレグサ

（優先タイトル：徒然草）

e) 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル

（「ギリシャ」と「ギリシア」、「ゐ」と「い」などの違いをも含む）

栄花物語||エイガ モノガタリ

（優先タイトル：栄華物語）

Bēowulf

(優先タイトル: Beowulf)

f) 読みが異なるタイトル

山海経||サンカイキョウ

(優先タイトル: 山海経||センガイキョウ)

g) 著作の部分のタイトルを優先タイトルとして選択した場合の、全体のタイトルを部分のタイトルに冠したタイトル

豊饒の海. 春の雪||ホウジョウ ノ ウミ. ハル ノ ユキ

(優先タイトル: 春の雪)

千一夜物語. 船乗りシンドバッド||センイチヤ モノガタリ. フナノリ シンドバッド

(優先タイトル: 船乗りシンドバッド)

(#4.1.3B 別法による例)

h) 更新資料の本タイトルの変化を反映した場合の、従来の優先タイトル

障害者自立支援法ハンドブック||ショウガイシャ ジリツ シエンハウ ハンドブック

(優先タイトル: 障害者総合支援法ハンドブック)

i) データ作成者付与タイトル (参照: #2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。)

j) その他

#4.2.2 情報源

異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.2.3 記録の方法

異形タイトルは、#4.0.3 に従って記録する。その読みを記録する場合は、#4.1.4A～#4.1.4C に従って記録する。

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

<#4.3～#4.7 タイトル以外の識別要素>

#4.3 著作の形式

著作の形式は、エレメントである。

著作の形式は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#4.3.1 記録の範囲

著作の形式は、その著作の該当する種類やジャンルである。

著作の形式は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.1.6 を見よ。)

#4.3.2 情報源

著作の形式は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.3.3 記録の方法

著作の形式は、データ作成機関で定める言語で適切な語句を記録する。

戯曲	Play
ラジオ番組	Radio program
詩	Poem

#4.4 著作の日付

著作の日付は、エレメントである。

条約の場合は、著作の日付は、コア・エレメントである。

(参照: #4.13.3 を見よ。)

その他の著作では、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#4.4.1 記録の範囲

著作の日付は、著作に関係する最も早い日付である。著作が成立した日付を特定できない場合は、その体现形について知られる最も早い日付を、著作の日付として扱う。

著作の日付は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.1.6 を見よ。)

#4.4.2 情報源

著作の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.4.3 記録の方法

著作の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。

2014

条約の署名日については、年、月、日まで記録する。

(参照: #4.13.3.3.2 を見よ。)

#4.5 著作の成立場所

著作の成立場所は、エレメントである。

著作の成立場所は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#4.5.1 記録の範囲

著作の成立場所は、著作が成立した国または国以外の法域である。

著作の成立場所は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.1.6 を見よ。)

#4.5.2 情報源

著作の成立場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.5.3 記録の方法

著作の成立場所は、#12 に従って記録する。

#4.6 責任刊行者

責任刊行者は、著作のその他の特性のエレメントとして記録する。

著作のその他の特性は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

(参照: #4.7 を見よ。)

#4.6.1 記録の範囲

責任刊行者は、団体の公式機関誌のような著作を責任刊行する個人・家族・団体である。これらが、その著作に対する創作者に該当する場合は除く。

(参照: 団体を創作者とみなす著作については、#22.1.1A を見よ。)

責任刊行者は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.1.6 を見よ。)

#4.6.2 情報源

責任刊行者は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.6.3 記録の方法

責任刊行者は、#8 に従って記録する。

岩手県栽培漁業協会

(「事業年報」の責任刊行者)

#4.7 著作のその他の特性

著作のその他の特性は、エレメントである。

著作のその他の特性は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#4.7.1 記録の範囲

著作のその他の特性は、#4.3~#4.6 で規定した要素以外の著作のタイトルと結びつく情報である。

著作のその他の特性は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.1.6 を見よ。)

#4.7.2 情報源

著作のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.7.3 記録の方法

著作のその他の特性は、データ作成機関で定める言語で記録する。

<#4.8~#4.12 説明・管理要素>

#4.8 著作の履歴

著作の履歴は、エレメントである。

#4.8.1 記録の範囲

著作の履歴は、著作の履歴に関する情報である。

#4.8.2 情報源

著作の履歴は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.8.3 記録の方法

著作の履歴は、データ作成機関で定める言語で記録する。

適切な場合は、#4.3~#4.7 で規定する特定の識別要素に結びつく情報をも、履歴の中に記録する。

『中央公論』昭和 11 年 11 月に「黒い行列」として第 1 部を、同誌 12 年 11 月に「迷路」として第 2 部を発表した後、太平洋戦争後に徹底的に改作し、23 年 10、12 月刊行。同時に『世界』24 年 1 月~31 年 10 月に、それぞれタイトルを付与して断続的に第 3 部から第 6 部までを発表。第 3 部を 27 年 6 月に、第 4 部を 27 年 7 月に、第 5 部を 29 年 9 月に、第 6 部を 31 年 11 月にそれぞれ刊行。

(野上弥生子著「迷路」の履歴)

#4.9 著作の識別子

著作の識別子は、エレメントである。

著作の識別子は、コア・エレメントである。

#4.9.1 記録の範囲

著作の識別子は、著作または著作に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。識別子は、著作を他の著作と判別するために有効である。

#4.9.2 情報源

著作の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.9.3 記録の方法

著作の識別子は、容易に確認できる場合は、その識別子付与に責任を有する機関等の名称または識別可能な語句に続けて記録する。

国立国会図書館典拠 ID: 00642177

(兼好著「徒然草」の著作の識別子)

#4.10 確定状況

確定状況は、エレメントである。

#4.10.1 記録の範囲

確定状況は、著作を識別するデータの確定の程度を示す情報である。

#4.10.2 情報源

確定状況は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.10.3 記録の方法

確定状況は、次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。

a) 確立

著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確立」または「fully established」と記録する。

b) 未確立

著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。

c) 暫定

資料自体を入手できず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。

#4.11 出典

出典は、エレメントである。

#4.11.1 記録の範囲

出典は、著作の優先タイトル、異形タイトルまたはタイトル以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。

#4.11.2 情報源

出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.0.2 を見よ。)

#4.11.3 記録の方法

著作の優先タイトルまたは異形タイトルを決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。

優先タイトルを決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。

タイトル以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。

#4.12 データ作成者の注記

データ作成者の注記は、エレメントである。

データ作成者の注記は、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。

必要に応じて、次のような注記を記録する。

- a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記
- b) 優先タイトルの選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記
- c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記
- d) 類似のタイトルをもつ著作と判別するための注記
- e) その他の重要な情報を説明する注記

<#4.13～#4.14 各種の著作>

<#4.13 法令等>

#4.13 法令等

法令等には、次のような種類がある。

- a) 法律等
- b) 命令等
- c) 裁判所規則
- d) 憲章
- e) 条約
- f) 判例集
- g) 裁判記録

#4.13.0 通則

#4.13.0.1 記録の目的

法令等の属性の記録の目的は、法令等の識別を可能とすること、および利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。

#4.13.0.1.1 規定の構成

法令等の属性については、その通則を#4.13.0 で、タイトルを#4.13.1～#4.13.2 で規定し、タイトル以外の識別要素は、#4.13.3～#4.13.5 を優先した上で、#4.3～#4.7 も適用できる。

説明・管理要素は、#4.8～#4.12 で規定する。

法令等の内容は、#4.15～#4.23 で規定する。

#4.13.0.2 情報源

法令等の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。ただし、法令等の優先タイトルの情報源は、その詳細を#4.13.1.3～#4.13.1.3.3.2 で定める。

(参照：法令等の優先タイトルについては、#4.13.1.2 を見よ。)

#4.13.0.3 記録の方法

法令等のタイトルは、規定した情報源に基づく情報を、#1.11～#1.12.3 に従って記録する。

(参照：#4.0.3、#4.13.1.4、#4.13.2.3 を見よ。)

タイトル以外の識別要素は、#4.3.3～#4.7.3 および#4.13.3.3～#4.13.5 に従って記録す

る。

説明・管理要素は、#4.8.3～#4.12 に従って記録する。

法令等の内容に関する事項は、#4.15.0.4～#4.23.3 任意追加に従って記録する。

#4.13.0.4 法令等の識別に影響を与える変化

法令等の識別に影響を与える変化は、#4.0.4 に従う。

<#4.13.1～#4.13.2 法令等のタイトル>

#4.13.1 法令等の優先タイトル

法令等の優先タイトルは、著作の優先タイトルのエレメントとして記録する。

法令等の優先タイトルは、コア・エレメントである。

(参照：#4.1 を見よ。)

#4.13.1.1 記録の範囲

法令等の優先タイトルとは、法令等を識別するために選択された名称である。優先タイトルは、その法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。

(参照：#22.3 を見よ。)

優先タイトルとして選択しなかったタイトルは、異形タイトルとして記録できる。

(参照：#4.13.2 を見よ。)

#4.13.1.2 情報源

法令等の優先タイトルの情報源は、#4.13.1.3～#4.13.1.3.3.2 で規定する。

(参照：#4.13.0.2 を見よ。)

#4.13.1.3 優先タイトルの選択

法律等については、#4.13.1.3.1～#4.13.1.3.2 に従って、優先タイトルを選択する。条約については、#4.13.1.3.3～#4.13.1.3.3.2 に従って、優先タイトルを選択する。

その他の種類の法令等については、一般によく知られているタイトルを、#4.1.3A～#4.1.3B 別法に従って、優先タイトルとして選択する。

法令等の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。

(参照：#4.13.1.3.1.2、#4.13.1.3.2、#4.13.1.3.3.2 を見よ。)

#4.13.1.3A 文字種・読み

法令等の優先タイトルについては、#4.1.3C に従って、文字種・読みを選択する。

#4.13.1.3.1 近現代の法律等

#4.13.1.3.1.1 単一の法律等

#4.13.1.3.1.1A 日本の法律等

日本の単一の法律等については、次の優先順位で優先タイトルを選択する。

- a) 一般的な略称法律名一覧に掲載された略称
- b) 題名または件名

育児・介護休業法

(略称。題名は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律)

独占禁止法

(略称。件名は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

労働基準法

(題名)

国会予備金に関する法律

(件名)

道路交通法

(題名。道交法という略称は選択しない。)

#4.13.1.3.1.1B 外国の法律等

外国の単一の法律等については、次の優先順位で優先タイトルを選択する。

- a) 公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- b) 法律文献で使用される非公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- c) 公式のタイトル
- d) その他の公式の表示 (例: 法律番号、日付)

#4.13.1.3.1.1B 外国の法律等 別法

外国の単一の法律等については、その法律等の体现形または参考資料によって最もよく知られている日本語訳のタイトルを選択する。日本語訳のタイトルが不明な場合は、原語のタイトルを選択する。

#4.13.1.3.1.2 法律等の集合

法律等の集合については、次の優先順位で優先タイトルを選択する。

- a) 法律等の集合の公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- b) 法律文献で使用される非公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- c) 法律等の集合の公式のタイトル
- d) その他の表示

U.S. Code

#4.13.1.3.2 前近代の法律、慣習法等

特定の名称で知られている単一の古代の法律、中世の法律、慣習法、または古代の法律、中世の法律、慣習法の集合については、#4.1.3~#4.1.3.2.3 別法に従って、優先タイトルを選択する。

公事方御定書

#4.13.1.3.3 条約

#4.13.1.3.3.1 単一の条約

国の政府、国際機関、国に準ずる宗教団体 (ローマ教皇庁など)、国に満たない単位であるが条約締結権を保有する法域のうち、複数の当事者間の条約については、次の優先順位で優先タイトルを選択する。

- a) 公式のタイトル
- b) 法律文獻で使用される非公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- c) 条約の一般に知られているその他の公式の表示

条約が、同時に複数言語で公布されて、原語が特定できない場合は、#4.1.3A または #4.1.3A 別法による。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

#4.13.1.3.3.2 条約の集合

条約の集合が、総合的な名称で識別される場合は、その名称を優先タイトルとして選択する。総合的な名称で識別されない場合は、#4.1.3 に従って、優先タイトルを選択する。

条約の集合の中の 1 条約については、#4.13.1.3.3.1 に従って、優先タイトルを選択する。

#4.13.1.4 記録の方法

法令等の優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.13.0.3 および#4.1.4～#4.1.4D 別法に従って記録する。

独占禁止法||ドクセン キンシホウ

公事方御定書||クジカタ オサダメガキ

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約||ニホンコク ト チュウカ ジン
ミン キョウワコク トノ アイダ ノ ヘイワ ユウコウ ジョウヤク

(参照: 読みについては、#4.1.4A～#4.1.4C を見よ。)

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

#4.13.2 法令等の異形タイトル

法令等の異形タイトルは、著作の異形タイトルのエレメントとして記録する。

(参照: #4.2 を見よ。)

#4.13.2.1 記録の範囲

法令等の一般に知られているタイトル、体现形に表示のあるタイトルなどで、優先タイトルとして選択しなかったタイトルを、異形タイトルとして記録することができる。

異形タイトルとして記録するものは、次のとおりである。

- a) 言語が異なるタイトル
- b) 同一言語の異なるタイトル
- c) 詳細度が異なるタイトル

簡略タイトルや引用タイトルを優先タイトルとした場合の公式のタイトル、法律番号の有無によって詳細度が異なるタイトルなどを含む。

- d) 文字種が異なるタイトル
- e) 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル
- f) 読みが異なるタイトル
- g) その他

ラムサール条約 | ラムサール ジョウヤク

(略称。題名は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)

#4.13.2.2 情報源

法令等の異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.13.0.2 を見よ。)

#4.13.2.3 記録の方法

異形タイトルは、#4.13.0.3 に従って記録する。その読みを記録する場合は、#4.1.4A～#4.1.4C に従って記録する。

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

<#4.13.3～#4.13.5 タイトル以外の識別要素>

#4.13.3 法令等の日付

法令等の日付は、著作の日付の要素として記録する。

法令等の日付は、条約については、コア・要素である。その他の法令等については、それを同一タイトルの他の法令等または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・要素である。

#4.13.3.1 記録の範囲

法令等の日付は、その法令等と結びつく最も早い日付である。法律等の公布日、条約の署名日などがある。法律等の公布日は、法律等が公布または施行された日付である。条約の署名日は、条約が国際機関や国際会議で採択された日付、署名のために開放された日付、正式に署名された日付、批准された日付、施行された日付などのうちの最も早い日付である。

法令等の日付は、その法令等に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立した要素として、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.3.8 を見よ。)

#4.13.3.2 情報源

法令等の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.13.0.2 を見よ。)

#4.13.3.3 記録の方法

法令等の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。

#4.13.3.3 記録の方法 別法

日本の法令等については、元号を用いて日付を記録する。その他の国の法令等については、西暦年で日付を記録する。

#4.13.3.3.1 法律等の公布日

法律等の公布日を、年で記録する。

#4.13.3.3.2 条約の署名日

単一の条約については、その署名日を年、月、日の順に記録する。

1939 August 23

条約の集合については、最も早い条約と最も新しい条約の署名日を上記の規定に従って記録する。

1713-1715

(正確な月日まで不明な場合)

#4.13.4 法令等のその他の特性

法令等のその他の特性は、著作のその他の特性のエレメントとして記録する。

法令等のその他の特性は、その法令等を同一タイトルの他の法令等または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

(参照: #4.7 を見よ。)

#4.13.4.1 記録の範囲

法令等のその他の特性は、著作の形式 (参照: #4.3 を見よ。)、法令等の日付 (参照: #4.13.3 を見よ。)、著作の成立場所 (参照: #4.5 を見よ。) 以外の法令等のタイトルと結びつく情報である。

法令等のその他の特性は、その法令等に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.3.8 を見よ。)

#4.13.4.2 情報源

法令等のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.13.0.2 を見よ。)

#4.13.4.3 記録の方法

法令等のその他の特性は、#4.7.3 に従って記録するほかに、次の規定に従う。

条約において、個別に記述を作成する場合の議定書、修正書、拡張書またはその他の付属の文書等を示す語句として、「議定書等」または「Protocols, etc.」と記録する。

#4.13.5 条約参加者

条約参加者とは、その条約に署名者、批准者等として参加した政府または団体である。

条約とその参加者の関連を、#44.1.2.1.6 に従って記録する。

#4.14 音楽作品

#4.14.0 通則

#4.14.0.1 記録の目的

音楽作品の属性の記録の目的は、音楽作品の識別を可能とすること、および利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。

#4.14.0.1.1 規定の構成

音楽作品の属性については、その通則を#4.14.0 で、タイトルを#4.14.1~#4.14.2 で、音楽作品固有のタイトル以外の識別要素を#4.14.3~#4.14.5 で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.3~#4.7 をも適用できる。

説明・管理要素は、#4.8～#4.12 で規定する。

音楽作品の内容は、#4.15～#4.23 で規定する。

#4.14.0.2 情報源

音楽作品の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。ただし、音楽作品の優先タイトルの情報源は、その詳細を#4.14.1.3～#4.14.1.3.2.3 別法で定める。

(参照：音楽作品の優先タイトルについては、#4.14.1.2 を見よ。)

#4.14.0.3 記録の方法

音楽作品のタイトルは、規定した情報源に基づく情報を、#1.11～#1.12.3 に従って記録する。

(参照：#4.0.3、#4.14.1.4、4.14.2.3 を見よ。)

タイトル以外の識別要素は、#4.3.3～#4.7.3 および#4.14.3.3～#4.14.5.3 に従って記録する。

説明・管理要素は、#4.8.3～#4.12 に従って記録する。

音楽作品の内容に関する事項は、#4.15～#4.23.3 任意追加に従って記録する。

#4.14.0.4 新たな音楽作品とみなす場合

音楽作品の属性の記録は、原曲に対して、または既存の楽曲から派生した新しい楽曲に対して行う。

原曲には、歌詞・台本などを伴う音楽作品、舞踊のための音楽作品、劇・映画などの付随音楽、カデンツァを含む。

既存の楽曲から派生した新しい楽曲には、新たなテキストとタイトルを伴う音楽劇、および次のいずれかの場合に該当する編曲がある。

- a) 原曲を自由に書き換えた、原曲に基づく、などと記載されているとき、新しい材料を組み込んだとき
- b) 多様な複数の作品をパラフレーズしたとき、別の作曲者の基本的なスタイルをパラフレーズしたとき
- c) 原曲の和声や音楽様式を変更したとき
- d) 改作、即興演奏など、創作上の実質的な責任を演奏者が有するとき
- e) その他、原曲から明確な改変を行ったとき

(参照：#22.5.1～#22.5.6 を見よ。)

<#4.14.1～#4.14.2 音楽作品のタイトル>

#4.14.1 音楽作品の優先タイトル

音楽作品の優先タイトルは、著作の優先タイトルのエレメントとして記録する。

音楽作品の優先タイトルは、コア・エレメントである。

(参照：#4.1 を見よ。)

#4.14.1.1 記録の範囲

音楽作品の優先タイトルとは、音楽作品を識別するために選択された名称である。優先

タイトルはその作品に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。

(参照: #22.5~#22.5A を見よ。)

優先タイトルとして選択しなかったタイトルは、異形タイトルとして記録できる。

(参照: #4.14.2 を見よ。)

#4.14.1.2 情報源

音楽作品の優先タイトルの情報源は、#4.14.1.3~#4.14.1.3C で規定する。ただし、音楽作品の部分または音楽作品の集合に対する優先タイトルの選択にあたって、#4.14.1.3.1~#4.14.1.3.2 別法に該当する規定がある場合は、それを優先する。

(参照: #4.14.0.2 を見よ。)

#4.14.1.3 優先タイトルの選択

作曲者による原タイトルを、音楽作品の優先タイトルとして選択する。ただし、原タイトルと同一言語のより知られているタイトルがあれば、それを選択する。

活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは 1501 年以降）の音楽作品については、より知られている原語のタイトルがその作品の体現形または参考資料にある場合は、それを優先タイトルとして選択する。

活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは 1500 年まで）の音楽作品については、現代の参考資料から原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。参考資料に確定的な形がない場合は、その作品の新しい版、古い版、手稿の複製の順によく見られる形を優先タイトルとして選択する。

優先タイトルには、別タイトルを含めない。

(参照: 一連番号を付された音楽作品、カデンツァについては、#4.14.1.3B~#4.14.1.3C を見よ。)

音楽作品の部分または音楽作品の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。

音楽作品の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3~#4.14.1.3C に #4.14.1.3.1~#4.14.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。

音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3~#4.14.1.3C に #4.14.1.3.2~#4.14.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。

原語のタイトルが得られない、またはタイトルがない音楽作品については、#4.1.3D に従う。

#4.14.1.3 優先タイトルの選択 別法

作曲者による原タイトルの日本語訳を、音楽作品の優先タイトルとして選択する。ただし、日本語でより知られているタイトルがあれば、それを選択する。原タイトルの日本語訳が不明であり、かつよく知られている日本語タイトルも容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する。

優先タイトルには、別タイトルを含めない。

(参照：一連番号を付された音楽作品、カデンツァについては、#4.14.1.3B～#4.14.1.3C を見よ。)

音楽作品の部分または音楽作品の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。

音楽作品の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3C に #4.14.1.3.1～#4.14.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。

音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3C に #4.14.1.3.2～#4.14.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。

日本語タイトルが容易に判明せず、原語のタイトルも得られない、またはタイトルがない音楽作品については、#4.1.3D に従う。

#4.14.1.3A 文字種・読み

音楽作品の優先タイトルについては、#4.1.3C に従って、文字種・読みを選択する。

#4.14.1.3B 一連番号を付された音楽作品

音楽作品が楽曲形式の名称を含む識別可能なタイトルをもち、同一作曲者によるその楽曲形式の全作品に一連番号が付されている場合は、楽曲形式の名称のみを優先タイトルとして選択する。

(参照：#4.14.1.4A を見よ。)

ソナタ

(#4.14.1.3 別法による例)

(情報源の表示：月光ソナタ / ベートーヴェン。ベートーヴェンの作品一覧では、「ピアノソナタ第 14 番」として挙げられる。ピアノは演奏手段であり、優先タイトルには含まれない。)

#4.14.1.3C カデンツァ

本体の曲と別に作曲されたカデンツァについては、それを一音楽作品とみなして優先タイトルを選択する。

カデンツァにそれ自体のタイトルがない場合は、データ作成者付与タイトルを優先タイトルとして選択する。

(参照：#2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法、#22.5.4 を見よ。)

#4.14.1.3.1 音楽作品の部分

音楽作品の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3C に加えて、#4.14.1.3.1.1～#4.14.1.3.1.2 別法に従う。

(参照：#4.14.1.3、#4.14.1.3 別法を見よ。)

#4.14.1.3.1.1 単一の部分

音楽作品の単一の部分については、その部分のタイトルを優先タイトルとして選択する。

a) 各部分が、部分であることを示す番号のみで識別される場合

番号を当該部分の優先タイトルとして選択する。

Nr. 9

(バッハの平均律クラヴィーア曲集第 2 巻. プレリユードとフーガ第 9 番ホ長調)

- b) 各部分が、タイトルなどの語句のみで識別される場合
タイトルなどの語句を優先タイトルとして選択する。

Ritorna vincitor

(ヴェルディのオペラ「アイダ」内のアリア)

- c) 各部分に、番号とタイトルなどの語句の双方があり、いずれによっても識別される場合
タイトルなどの語句を優先タイトルとして選択する。

Venite inginocchiatevi

(モーツァルトのオペラ「フィガロの結婚」内の各アリアには、「第 13 番アリア
Venite inginocchiatevi」のように、番号とタイトルの双方がある。)

ただし、番号が識別に重要な場合は、番号とタイトルなどの語句の双方を優先タイトルとして選択することができる。

No. 13, Venite inginocchiatevi

- d) 各部分に、番号とタイトルなどの語句の双方があり、タイトルなどの語句のみでは識別ができない場合
番号を優先タイトルとして選択する。
e) 各部分が番号で識別されるが、タイトルなどの語句によっても識別される部分がある場合
番号とタイトルなどの語句の双方を優先タイトルとして選択する。

Nr. 28, Erinnerung

(ロベルト・シューマンのピアノ曲集「子供のためのアルバム」において、第 21 番にはタイトルがないため「Nr. 21」を選択する。第 28 番には「**Erinnerung**」というタイトルがあるため、番号とタイトルの双方を選択する。)

- f) 各部分に上位レベルの部分が存在し、上位レベルの部分が識別可能なタイトルをもつ場合
上位レベルの部分のタイトルと下位レベルの部分のタイトルおよび(または)番号などを優先タイトルとして選択する。

イベリア. 祭りの日の朝

(クロード・ドビュッシー「管弦楽のための映像」の部分)

(#4.14.1.3 別法による例)

上位レベルの部分が識別可能なタイトルをもたない場合は、原則としてそれを優先タイトルに含めない。

大いなるみわざは成りぬ

(第 2 部大いなるみわざは成りぬ、としない)

(ヨゼフ・ハイドン「天地創造」の部分)

(#4.14.1.3 別法による例)

ただし、それが下位レベルの部分の識別するのに必要な場合は、双方を優先タイトルとして選択する。

第 3 幕. 前奏曲

(ジュゼッペ・ヴェルディ「椿姫」の部分)

(#4.14.1.3 別法による例)

(参照: 上位レベルの部分と下位レベルの部分のタイトルなどを選択する場合の記録の方法については、#4.14.1.4.1.1 を見よ。)

(参照: 典拠形アクセス・ポイントの構築では、音楽作品全体のタイトルを冠する。

#22.5.8.1 を見よ。)

#4.14.1.3.1.2 複数の部分

音楽作品の複数の部分を識別する場合は、各部分に対して#4.14.1.3.1.1 に従って、優先タイトルを選択する。

作曲者が上位レベルの音楽作品からの抜粋で音楽作品の集合を形成している場合は、その集合に対する優先タイトルを選択する。

(参照: 抜粋による音楽作品の集合に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.1.2 を見よ。)

#4.14.1.3.1.2 複数の部分 別法

音楽作品の複数の部分を識別する場合は、それらの部分を一括して識別するために、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各部分の優先タイトルを記録することができる。

作曲者が上位レベルの音楽作品からの抜粋で音楽作品の集合を形成している場合は、その集合に対する優先タイトルを選択する。

(参照: 抜粋による音楽作品の集合に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.1.2 を見よ。)

#4.14.1.3.2 音楽作品の集合

a) 総合タイトルがある場合

その総合タイトルを#4.14.1.3~#4.14.1.3C に従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の作曲者(個人・家族・団体)による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.14.1.3.2.1~#4.14.1.3.2.3 に従う。

b) 総合タイトルがない場合

複数の異なる作曲者(個人・家族・団体)による音楽作品の集合については、

#4.14.1.3～#4.14.1.3C に従って、各音楽作品に対する優先タイトルのみを選択し、音楽作品の集合に対する優先タイトルは選択しない。単数または複数の特定の作曲家による音楽作品の集合については、#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3 に従う。

#4.14.1.3.2 音楽作品の集合 別法

a) 総合タイトルがある場合

その総合タイトルを#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、優先タイトルとして選択する。

ただし、単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3別法に従う。

b) 総合タイトルがない場合

複数の異なる作曲家（個人・家族・団体）による音楽作品の集合については、データ作成者付与タイトル（参照：#2.1.1.2.11を見よ。）を優先タイトルとして選択する。それに加えて、各作品の優先タイトルを選択することができる。

<#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3 別法 単数または複数の特定の作曲家による音楽作品の集合>

#4.14.1.3.2.1 全作品

単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）による、出版時点で完成している全作品、または全作品を収めることを意図する音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを選択する。

（参照：全作品の記録の方法については、#4.14.1.4.2.1を見よ。）

#4.14.1.3.2.2 特定の一形式の全作品

単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）による、特定の一形式の全作品、またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを選択する。この場合の形式には、楽曲形式または曲種がある。

（参照：特定の一形式の全作品の記録の方法については、#4.14.1.4.2.2、#4.14.1.4.2.3を見よ。）

#4.14.1.3.2.3 全作品以外の音楽作品の集合

単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）の複数の作品を含むが、全作品を収めていない音楽作品の集合については、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、各作品の優先タイトルを選択するのみとする。

#4.14.1.3.2.3 全作品以外の音楽作品の集合 別法

単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）の複数の作品を含むが、全作品を収めていない音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各作品の優先タイトルを選択することができる。

（参照：全作品以外の音楽作品の集合に対する定型的総合タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.2.4を見よ。）

#4.14.1.4 記録の方法

音楽作品の優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.14.0.3、#4.1.4～#4.1.4D 別法および#4.14.1.4A～#4.14.1.4.2.4 に従って記録する。

(参照: 読みについては、#4.1.4A～#4.1.4C を見よ。)

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

ただし、次のものは優先タイトルに含めない。

- a) 演奏手段の表示 (それが複合語の一部で、それを除いた語句が楽曲形式の名称となっている場合を含む)
- b) 調
- c) 一連番号、作品番号、主題目録番号
- d) 数 (数がタイトルの不可欠な部分である場合を除く)
- e) 作曲の日付

四重奏||シジュウソウ

(演奏手段「弦楽」と楽曲形式の名称「四重奏」から成る「弦楽四重奏」)

協奏曲||キョウソウキョク

(情報源の表示: ピアノ協奏曲イ短調 op. 54、演奏手段: ピアノ、調: イ短調、
作品番号: op. 54)

小曲集||ショウキョクシュウ

(情報源の表示: 5つのピアノ小曲集、演奏手段: ピアノ)

#4.14.1.4A 楽曲形式の名称のみから成る優先タイトル

楽曲形式の名称のみから成る優先タイトルを選択する場合は、次の規定に従って記録する。

優先タイトルとして選択した楽曲形式の名称と同一起源の語が、データ作成機関の定める言語において存在するか、その名称と同一の語がデータ作成機関の定める言語においても用いられている場合は、それを優先タイトルとして記録する。それ以外の場合は、優先タイトルとして選択した原語の楽曲形式の名称を記録する。#4.14.1.3 別法によって日本語タイトルを選択している場合は、日本語の楽曲形式の名称を記録する。

Quartet

(英語における「Quatuor」と同一起源の語)

(情報源の表示: Quatuor pour piano et cordes)

四重奏||シジュウソウ

(日本語で「Quatuor」に相当する楽曲形式の名称)

ただし、演奏会用の練習曲 (étude)、幻想曲 (fantasia)、協奏交響曲 (sinfonia concertante)、またはこれらと同一起源の語を名称とする音楽作品については、優先タイトルとして原語の名称を記録する。#4.14.1.3 別法によって日本語タイトルを選択している場合は、それぞれ「練習曲」、「幻想曲」、「協奏交響曲」の語を優先タイトルとして記録す

る。

#4.14.1.4A1 複数形・単数形

選択した言語に単数形・複数形が存在する場合は、単数形・複数形のいずれかを一貫して選択し、楽曲形式の名称を記録する。

#4.14.1.4A1 複数形・単数形 別法

選択した言語に単数形・複数形が存在する場合に、単数または複数の特定の作曲者（個人・家族・団体）によるその楽曲形式の作品が一つしか存在しないときは単数形で、同一タイトルにより複数存在するときは複数形で、楽曲形式の名称を記録する。

#4.14.1.4B 文字種・読み

選択した優先タイトルを、#4.1.4A～#4.1.4D 別法に従って記録する。

#4.14.1.4.1 音楽作品の部分

#4.14.1.4.1.1 単一の部分

音楽作品の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択した場合は、選択したタイトルを#4.14.1.4～#4.14.1.4Bに従って記録する。

(参照：#4.0.3 を見よ。)

a) 選択した優先タイトルが番号のみで構成される場合

番号は、アラビア数字で記録する。その数字が番号であることを示す語句を付す。

「Number」またはこれに相当する語句を使用する場合は、付録#A.3に従って、略語によって記録する。

Nr. 9

(情報源の表示：交響曲第九番)

第 9 番 || ダイ 9 バン

(日本語で記録する場合)

b) 優先タイトルとして選択されたものがタイトルなどの語句のみである場合

タイトルなどの語句を記録する。

Ritorna vincitor

Venite inginocchiatevi

c) 優先タイトルとして選択されたものが番号とタイトルなどの語句の双方である場合

番号を記録し、コンマ、スペースで区切ってタイトルまたはその他の語句を続けて記録する。

No. 13, Venite inginocchiatevi

d) 選択した部分の優先タイトルが上位レベルの部分と下位レベルの部分のタイトルなどの組み合わせである場合

上位レベルの部分のタイトルなどを記録し、ピリオド、スペースで区切って、下位レベルの部分のタイトルなどを続けて記録する。

#4.14.1.4.1.2 複数の部分

上位レベルからの抜粋で形成された音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、作曲者によりそれが組曲 (suite) またはそれに相当する語句で呼ばれているのであれば、「組曲」または「Suite」と記録する。

音楽作品の複数の部分を一括して識別するために、「組曲」または「Suite」が適切でない場合は、定型的総合タイトルとして「選集」または「Selections」と記録する。

(参照: 複数の部分に対する優先タイトルの選択については、#4.14.1.3.1.2、#4.14.1.3.1.2 別法を見よ。)

#4.14.1.4.2 音楽作品の集合

音楽作品の集合について、その体现形や参考資料に使用されているタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.14.1.4~#4.14.1.4B に従って記録する。

<#4.14.1.4.2.1~#4.14.1.4.2.4 単数または複数の特定の作曲者による音楽作品の集合>

#4.14.1.4.2.1 全作品

単数または複数の特定の作曲者 (個人・家族・団体) による、全作品または全作品を収めることを意図する音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録する。

#4.14.1.4.2.2 特定範囲または特定の演奏手段の全作品

単数または複数の特定の作曲者 (個人・家族・団体) による、特定範囲もしくは特定の演奏手段による全作品、またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合に対して、それらが単一の楽曲形式または曲種の作品でない場合には、優先タイトルとして演奏手段を表す定型的総合タイトルを記録する。演奏手段を表す用語の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。

室内楽曲集 シツナイガツキョクシュウ	Chamber music
合唱曲集 ガッショウキョクシュウ	Choral music
器楽曲集 キガクキョクシュウ	Instrumental music
声楽曲集 セイガクキョクシュウ	Vocal music
吹奏楽曲集 スイソウガツキョクシュウ	Brass music
管弦楽曲集 カンゲンガツキョクシュウ	Orchestra music
ピアノ曲集 ピアノキョクシュウ	Piano music
ピアノ曲集, 4 手用 ピアノキョクシュウ, 4 シュヨウ	Piano music, 4 hands
ピアノ曲集, 2 台用 ピアノキョクシュウ, 2 ダイヨウ	Piano music, pianos (2)

また、それらの作品が単一の楽曲形式または曲種の全作品である場合は、#4.14.1.4.2.3 に従う。

#4.14.1.4.2.3 単一の楽曲形式または曲種の全作品

演奏手段が単一か複数かを問わず、単数または複数の特定の作曲者 (個人・家族・団体) による、単一の楽曲形式または曲種の全作品またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、楽曲形

式または曲種を表す用語の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。

協奏曲集		キョウソウキョクシュウ	Concertos
映画音楽集		エイガ オンガクシュウ	Motion picture music
ミュージカル集		ミュージカルシュウ	Musicals
オペラ集		オペラシュウ	Operas
ポロネーズ集		ポロネーズシュウ	Polonaises
四重奏曲集		シジュウソウキョクシュウ	Quartets
ソナタ集		ソナタシュウ	Sonatas
歌唱集		カショウシュウ	Songs

#4.14.1.4.2.4 全作品以外の音楽作品の集合

#4.14.1.4.2.1～#4.14.1.4.2.3 のいずれかに該当するが、全作品を収めていない音楽作品の集合に対して、各作品に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.4～#4.14.1.4B に従って記録する。

#4.14.1.4.2.1～#4.14.1.4.2.3 のいずれかに該当するが、全作品を収めていない音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、各規定で選択した用語を記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。

オペラ集. 選集 || オペラシュウ. センシュウ
Operas. Selections

(参照: 全作品以外の音楽作品に対する定型的総合タイトルの選択については、#4.14.1.3.2.3 別法を見よ。)

#4.14.2 音楽作品の異形タイトル

音楽作品の異形タイトルは、著作の異形タイトルのエレメントとして記録する。

(参照: #4.2 を見よ。)

#4.14.2.1 記録の範囲

音楽作品の一般に知られているタイトル、体現形に表示されているタイトルなどで、優先タイトルとして選択しなかったタイトルを異形タイトルとして記録することができる。

異形タイトルとして記録するものは、次のとおりである。

- a) 言語が異なるタイトル
- b) 同一言語の異なるタイトル
- c) 詳細度が異なるタイトル
- d) 文字種が異なるタイトル
- e) 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル
- f) 読みが異なるタイトル
- g) 音楽作品の部分のタイトルを優先タイトルとして選択している場合の全体のタイトル

ル

h) その他

#4.14.2.2 情報源

音楽作品の異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.14.0.2 を見よ。)

#4.14.2.3 記録の方法

異形タイトルは、#4.14.0.3 に従って記録する。その読みを記録する場合は、#4.1.4A～#4.1.4C に従って記録する。

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

<#4.14.3～#4.14.5 タイトル以外の識別要素>

#4.14.3 演奏手段

演奏手段は、エレメントである。

演奏手段は、その音楽作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである。

#4.14.3.1 記録の範囲

演奏手段は、その音楽作品に本来使用すると想定されている楽器、声および（または）アンサンブルである。

演奏手段は、その音楽作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.5.7.1 を見よ。)

(参照: 音楽作品の表現形の内容としての演奏手段については、#5.21 を見よ。)

#4.14.3.2 情報源

演奏手段は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.14.0.2 を見よ。)

#4.14.3.3 記録の方法

演奏手段は、#4.14.3.3.1～#4.14.3.3.3 のうち適切な規定に従って記録する。

単一の楽器または声に複数のパートがある場合は、楽器名称または「声」もしくは「voices」の後に、パート数をアラビア数字で丸がっこに入れて付加する。ただし、「打楽器」または「percussion」の場合は、パート数を付加しない。

ヴィオラ

声

フルート (2)

声 (4)

viola

voices

flutes (2)

voices (4)

通奏低音のパートについては、basso、basso continuo、figured bass、thorough bass、continuo などのいずれであっても、またその楽器を問わず、「通奏低音」または「continuo」と記録する。

#4.14.3.3 記録の方法 任意追加

「打楽器」または「percussion」の場合は、演奏者数を丸がっこに入れて付加する。

打楽器 (4 演奏者)

percussion (4 players)

#4.14.3.3.1 器楽曲

#4.14.3.3.1.1 1 パート 1 演奏者の器楽曲

1 パート 1 演奏者の器楽曲については、#4.14.3.3.1.1A～#4.14.3.3.1.1F 別法に従って、各楽器の名称を記録する。

ただし、複数の打楽器については、個々の楽器の名称を作曲者が原タイトルで指定していない場合は、「打楽器」または「percussion」と記録する。

演奏手段に通奏低音パートを含む場合は、#4.14.3.3 に従って記録する。

演奏手段に伴奏アンサンブルが伴う場合は、#4.14.3.3.1.3 に従って、伴奏アンサンブルに対する用語を記録する。

#4.14.3.3.1.1A 楽器の名称

楽器の名称は、データ作成機関で定める言語の用語を記録する。次の例を参考に用語を選択する。例において複数の選択肢を示しているものについては、一貫して選択した用語を使用する。

チェロ	cello または violoncello
イングリッシュ・ホルン	cor anglais または English horn
ダブルベース	double bass (bass viol、contrabass とはしない)
ダブル・バスーン	double bassoon または contrabassoon
ハープシコード	harpsichord (cembalo、virginal とはしない)
ホルン	horn (French horn とはしない)
ティンパニ	kettle drums または timpani
ピアノ	piano (fortepiano、pianoforte とはしない)
ヴィオラ・ダ・ガンバ	viola da gamba (bass viol、gamba とはしない)

#4.14.3.3.1.1B 手の数

一楽器について 2 手以外の場合は、その数を記録する。

複数の鍵盤楽器または鍵盤打楽器について一楽器 2 手以外の場合は、その数を記録する。

ピアノ (3), 12 手

pianos (3), 12 hands

#4.14.3.3.1.1C 楽器の調音と音域

次の要素は記録しない。

- a) 楽器が調音される調
- b) 楽器の音域を示す用語

#4.14.3.3.1.1C 楽器の調音と音域 任意追加

識別およびアクセスに重要な場合は、楽器が調音される調および（または）楽器の音域を示す用語を記録する。

クラリネット A 管

clarinet in A

#4.14.3.3.1.1D 代替楽器

代替楽器の名称は記録しない。

#4.14.3.3.1.1D 代替楽器 任意追加

代替楽器の名称を記録する。

ヴァイオリン

violin

#4.14.3.3.1.1E 持ち替え楽器

持ち替え楽器の名称は記録しない。

#4.14.3.3.1.1E 持ち替え楽器 任意追加

持ち替え楽器の名称を記録する。

#4.14.3.3.1.1F 1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル

1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルについては、楽器または楽器群の名称の後に「アンサンブル」または「ensemble」と続けて記録する。複数の楽器群で構成されていて特定の名称を選択できない場合は、「器楽アンサンブル」または「instrumental ensemble」と記録する。

#4.14.3.3.1.1F 1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル 別法

1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルについては、各楽器の名称を記録する。「アンサンブル」または「ensemble」の語を使用しない。

#4.14.3.3.1.2 管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽の器楽曲

管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽のための器楽曲については、表 4.14.3.3.1.2 の用語を用いて記録する。

表 4.14.3.3.1.2 管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽の器楽曲の種類を示す用語

管弦楽	orchestra
弦楽合奏	string orchestra
吹奏楽	band

「管弦楽」または「orchestra」という用語は、フル・オーケストラに対しても小規模オーケストラに対しても使用する。

通奏低音が管弦楽または弦楽合奏の一部である場合は、特に「通奏低音」、「continuo」などと記録しない。

#4.14.3.3.1.3 単数または複数のソロの楽器と伴奏アンサンブルの器楽曲

単数または複数のソロの楽器と伴奏アンサンブルのための器楽曲については、ソロの楽器または楽器群の名称を、#4.14.3.3.1.1～#4.14.3.3.1.1E 任意追加および#4.14.3.3.3 に従って、伴奏アンサンブルに対する用語を、#4.14.3.3.1.1F および#4.14.3.3.1.2 に従って記録する。

#4.14.3.3.2 声楽曲

#4.14.3.3.2.1 ソロの声楽曲

ソロの声域について、表 4.14.3.3.2.1a の用語を用いて記録する。

表 4.14.3.3.2.1a ソロの声域を示す用語

ソプラノ	soprano
メゾソプラノ	mezzo-soprano
アルト	alto
テノール	tenor
バリトン	baritone
バス	bass

その他の用語が適切な場合は、それを記録する。

複数の異なる声域のソロがあつて、その声域を特定できない場合は、表 4.14.3.3.2.1b の用語を用いて記録する。

表 4.14.3.3.2.1b 複数の異なる声域を示す用語

混声ソロ	mixed solo voices
男声ソロ	men's solo voices
女声ソロ	women's solo voices

その他の用語が適切な場合は、それを記録する。

ソロに合唱が伴う曲は、ソロについては省略し、合唱については、#4.14.3.3.2.2 に従って、適切な用語を記録する。また伴奏がある場合は、それも記録する。

#4.14.3.3.2.1 ソロの声楽曲 任意追加

ソロに合唱が伴う曲は、ソロについては上記の規定に従って、合唱については、#4.14.3.3.2.2 に従って、適切な用語を記録する。また伴奏がある場合は、それも記録す

る。

#4.14.3.3.2.2 合唱曲

合唱曲は、表 4.14.3.3.2.2 の用語を用いて記録する。

表 4.14.3.3.2.2 合唱曲の種類を示す用語

混声合唱	mixed voices
男声合唱	men's voices
女声合唱	women's voices
斉唱	unison voices

その他の用語が適切な場合は、それを記録する。

#4.14.3.3.3 演奏手段を特定できない曲

その音楽作品が本来演奏されると考えられている楽器、声および（または）アンサンブルが資料や参考資料によっても特定できない場合は、次の優先順位で記録する。

a) 楽器群、総称的な用語

楽器群または声域群（参照：#4.14.3.3.2.1 を見よ。）、または演奏手段の総称的な用語が、作曲者に指示されているか参考資料で判明する場合は、楽器群、声域群、総称的な用語を記録する。

b) 楽器または声の音域や一般的な種類

楽器や声の音域や一般的な種類のみが、作曲者に指示されているか参考資料で判明する場合は、その音域、一般的な種類を記録する。

女声

female voice

c) 一部が不明な場合

演奏手段の一部は作曲者に指示されているか参考資料で判明するが、一部は特定できないか、不特定あるいは類似の用語で指示されている場合は、判明している部分については#4.14.3.3.1.1～#4.14.3.3.2.2 に従って記録し、不特定の部分については「不特定」、**「unspecified」** または類似の適切な用語で記録する。

d) 全く演奏手段が不明な場合

演奏手段が作曲者によって指示されておらず、参考資料でも判明しない場合は、「不特定」または**「unspecified」** と記録する。

ただし、同一作曲者による同様な複数の作品がある場合は、声部数を「声部 (3)」または**「voices (3)」** のように記録する。

voices (3)

voices (4)

(Heinrich Isaac の *J'ay pris amours* という演奏手段が不明である作品が複数あ

り、それぞれを識別する。)

#4.14.4 音楽作品の番号

音楽作品の番号は、エレメントである。

音楽作品の番号は、その作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである。

#4.14.4.1 記録の範囲

音楽作品の番号には、作曲者、出版者、音楽研究者により付与された一連番号、作品番号、主題目録番号がある。一連番号、作品番号、主題目録番号は容易に確認できる限りのものをすべて記録する。

音楽作品の番号は、その作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #22.5.7.1 を見よ。)

#4.14.4.2 情報源

音楽作品の番号は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #4.14.0.2 を見よ。)

#4.14.4.3 記録の方法

音楽作品の番号は、略語 (参照: 付録#A.3 を見よ。) を使用して記録する。漢数字やローマ字等で表記された数はアラビア数字に置き換えて記録する。

#4.14.4.3.1 一連番号

番号は、基数を使用して、アラビア数字で記録する。その数字が番号であることを示す語句がない場合は、それを番号に付して記録する。番号に付す語句は、データ作成機関で定める言語のものか、情報源に使用されている言語のものを、付録#A.3 に従って、略語によって記録する。

No. 8

第 8 番

一連番号が付された楽曲の番号の形や、番号に付す語句がそれぞれの楽曲で異なる場合は、一つの形を選択して他の楽曲についても一貫して同じ形で記録する。

#4.14.4.3.2 作品番号

作品番号は、存在すれば記録する。番号は、基数を使用して、アラビア数字で記録する。その数字に、「op.」を冠する。作品番号内にさらに番号がある場合は、#4.14.4.3.1 に従って、それも記録する。

op. 32

op. 2, no. 1

同一タイトルで同一演奏手段の楽曲に対する作品番号に重複や混乱がある場合は、その作品番号に、最初に使用した出版者名を丸がっこに入れて付加する。

op. 11 (Bérault)

op. 11 (Hummel)

(カンピーニの二重奏曲の作品番号。作品 11 の第 5 番は、Mme Bérault と Johann Julius Hummel から出版された曲集に含まれるが、別の作品である。)

#4.14.4.3.3 主題目録番号

特定の作曲者に対して用いられる主題目録番号を記録する。その主題目録番号を付与した音楽研究者名のイニシャルまたは広く受け入れられている略語を、番号に冠して記録する。

D. 950

BWV 1007-1012

#4.14.5 調

調は、エレメントである。

調は、その作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである。

#4.14.5.1 記録の範囲

調は、音楽作品の調性または基本的調性の主音を決定する一組の音程である。調は、主音と長調か短調かのいずれかで表示する。

次のいずれかに該当する場合、記録する。

- a) 参考資料で通常識別されるもの
- b) 作曲者（個人・家族・団体）の原タイトルまたは最初の体現形の本タイトルに現れたもの
- c) 記述対象とした資料により明らかであるもの（その資料で移調されていることが知られているときを除く）

調は、その作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照：#22.5.7.1 を見よ。)

#4.14.5.2 情報源

調は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照：#4.14.0.2 を見よ。)

#4.14.5.3 記録の方法

その調の主音と長調か短調かを示す語を記録する。

ハ短調

ニ長調

変ロ長調

嬰へ短調

C minor

D major

Bb major

F# minor

<#4.15～#4.23 著作の内容>

#4.15 著作の内容に関する記録

#4.15.0 通則

#4.15.0.1 記録の目的

著作の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。

#4.15.0.2 記録の範囲

著作の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく著作の属性である。

著作の内容には、次のエレメントがある。

- a) 内容の性質（参照：#4.16 を見よ。）
- b) 内容の対象範囲（参照：#4.17 を見よ。）
- c) 地図の座標（参照：#4.18 を見よ。）
- d) 分点（参照：#4.19 を見よ。）
- e) 元期（参照：#4.20 を見よ。）
- f) 対象利用者（参照：#4.21 を見よ。）
- g) 文書・コレクションの組織化（参照：#4.22 を見よ。）
- h) 学位論文情報（参照：#4.23 を見よ。）

#4.15.0.3 情報源

著作の内容の情報源は、#4.16.0.1.2～#4.23.0.1.2 で規定する。

#4.15.0.4 記録の方法

著作の内容は、採用した情報源に基づき、#4.16.0.2～#4.23.0.2 に従って記録する。

<#4.16～#4.23 著作の内容のエレメント>

#4.16 内容の性質

内容の性質は、エレメントである。

#4.16.0 通則

#4.16.0.1 記録の範囲・情報源

#4.16.0.1.1 記録の範囲

内容の性質は、その著作の内容が何であることを具体的に示す特質である。

#4.16.0.1.2 情報源

内容の性質は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.16.0.2 記録の方法

著作のタイトルから判明しない情報など、内容の特質を示す情報を記録する。

3 幕の歌劇

民族音楽の録音

「阿弥陀仏彫像展」の展覧図録

NHK 放送番組

Proceedings of the conference

#4.17 内容の対象範囲

内容の対象範囲は、エレメントである。

#4.17.0 通則

#4.17.0.1 記録の範囲・情報源

#4.17.0.1.1 記録の範囲

内容の対象範囲は、著作の内容が対象とする年代的または地理的範囲である。

(参照：内容の収録に関する日付および場所については、#5.11 を見よ。)

#4.17.0.1.2 情報源

内容の対象範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.17.0.2 記録の方法

内容に関する時代・年代、または場所・地域を特定できる情報を記録する。

1806 年の東海道

東ドイツ全域 (1949 年～1990 年)

#4.18 地図の座標

地図の座標は、エレメントである。

#4.18.0 通則

#4.18.0.1 記録の範囲・情報源

#4.18.0.1.1 記録の範囲

地図の座標は、地図が対象とする区域を、経緯度、頂点座標、赤経・赤緯のいずれかで特定する情報である。

#4.18.0.1.1.1 エレメント・サブタイプ

地図の座標には、次のエレメント・サブタイプがある。

a) 経緯度 (参照：#4.18.1 を見よ。)

b) 頂点座標 (参照：#4.18.2 を見よ。)

c) 赤経・赤緯 (参照：#4.18.3 を見よ。)

#4.18.0.1.2 情報源

地図の座標は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。資料自体に示されていない場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.18.0.2 記録の方法

経緯度を、#4.18.1.2～#4.18.1.2 別法 任意追加に従って記録する。対象とする区域を厳密に表す必要がある場合は、多角形の各頂点の座標を、#4.18.2.2 に従って記録する。

星図については、赤経・赤緯を、#4.18.3.2 に従って記録する。

#4.18.1 経緯度

経緯度は、地図の座標のエレメント・サブタイプである。また、経度、緯度は、いずれも経緯度のサブエレメントである。

#4.18.1.1 記録の範囲

経緯度は、地図が対象とする区域を、最西端および最東端の経度、最北端および最南端の緯度で特定する情報である。

#4.18.1.2 記録の方法

経緯度は、対象とする区域の最西端（経度）、最東端（経度）、最北端（緯度）、最南端（緯度）の順に、いずれも 60 進法（ただし、度については 360 度）による座標の値として、度（°）、分（′）、秒（″）を使用し記録する。経度は、IERS 基準子午線またはグリニッジ子午線を本初子午線として使用する。

西経は W、東経は E、北緯は N、南緯は S をそれぞれの経緯度の前に記録する。

経度間、緯度間はハイフンで結び、ハイフンの前後にスペースを置かない。経度と緯度の組はスラッシュで区切り、スラッシュの前後にスペースを置かない。

E 119°30′-E 122°/N 25°-N 22°

#4.18.1.2 記録の方法 任意追加

地図のその他の詳細（参照：#5.25 を見よ。）として、資料に現れているその他の子午線を記録する。

本初子午線：日本中央子午線

本初子午線：パリ子午線

#4.18.1.2 記録の方法 別法

*経緯度は、対象とする区域の最西端（経度）、最東端（経度）、最北端（緯度）、最南端（緯度）の順に、いずれも 10 進法による座標として記録する。経度は、IERS 基準子午線またはグリニッジ子午線を本初子午線として使用する。

情報源に、東経、北緯が正数で、西経、南緯が負数で表示されていても、プラス記号、マイナス記号を含めず、西経は W、東経は E、北緯は N、南緯は S をそれぞれの経緯度の前に記録する*。

経度間、緯度間はハイフンで結び、ハイフンの前後にスペースを置かない。経度と緯度の組はスラッシュで区切り、スラッシュの前後にスペースを置かない。

#4.18.1.2 記録の方法 別法 任意追加

地図のその他の詳細（参照：#5.25 を見よ。）として、資料に現れているその他の子午線を記録する。

本初子午線：日本中央子午線

本初子午線：パリ子午線

#4.18.2 頂点座標

頂点座標は、地図の座標のエレメント・サブタイプである。

#4.18.2.1 記録の範囲

頂点座標は、地図が対象とする区域を、多角形の各頂点の座標を使用し、経緯度よりも厳密に特定する情報である。

#4.18.2.2 記録の方法

頂点座標は、各座標を多角形の最南東端の頂点から時計回りの順に記録する。それぞれの座標の組は、経度、緯度の順に記録する。対象とする区域の大きさに応じて、度 (°)、分 (′)、秒 (″) を使用する。

各座標の経度と緯度はスラッシュで区切り、スラッシュの前後にスペースを置かない。座標の組はスペース、セミコロン、スペースで区切る。

図郭線が交差することはなく、最初と最後の座標は同一となる。

多角形内に対象から除外された区域が含まれる場合は、反時計回りの順に、除外された区域の座標を記録する。

#4.18.3 赤経・赤緯

赤経・赤緯は、地図の座標のエレメント・サブタイプである。また、赤経、赤緯は、いずれも赤経・赤緯のエレメント・サブタイプである。

#4.18.3.1 記録の範囲

赤経・赤緯とは、星図が対象範囲とする天球上での位置を、赤経および赤緯で特定する情報である。

#4.18.3.2 記録の方法

赤経・赤緯は、図の赤経、または図の集合範囲の西端および東端の赤経と、図の中心の赤緯、または図の集合範囲の北端および南端の赤緯を記録する。

赤経は、「赤経」または「Right ascension」の語に続けて、24 時間表示による時を記録する。必要に応じて、分、秒をも記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、時刻の単位の略語は、付録#A.3 に従って記録する。ただし、資料の表示に従って記録してもよい。

赤緯は、「赤緯」または「Declination」の語に続けて、度 (°) を記録する。必要に応じて、分 (′)、秒 (″) をも記録する。天の北半球にはプラス記号、天の南半球にはマイナス記号を使用する。

赤経と赤緯はスラッシュで区切り、スラッシュの前後にスペースを置かない。

赤経 16 時/赤緯-23°

赤経 2 時/赤緯+30°

集合範囲の西端および東端の赤経、北端および南端の赤緯は、それぞれ「から」または「to」で区切って記録する。

赤経 2 時 00 分から 2 時 30 分/赤緯-30 度から-45 度

地図が天の極を中心とする場合は、図郭の赤緯を記録する。

南極中心/図郭の赤緯-60°

赤緯のゾーンに従って編成された星図帳または星図のセットは、各ゾーンの端の赤緯を記録する。赤経を表す語は省略する。ゾーンが多数になる場合は、初めのいくつかのゾーンの端の赤緯、省略記号 (...)、最後のゾーンの端の赤緯を記録する。

ゾーン+90 度から+81 度, +81 度から+63 度, +63 度から+45 度

ゾーン+90°から+81°, +81°から+63°, ... -81°から-90°

赤経・赤緯を記録する場合は、分点（参照：#4.19 を見よ。）をも記録し、必要に応じて、元期（参照：#4.20 を見よ。）をも記録する。

#4.19 分点

分点は、エレメントである。

#4.19.0 通則

#4.19.0.1 記録の範囲・情報源

#4.19.0.1.1 記録の範囲

分点は、その星図の赤経・赤緯が、何年の春分点を基準としているかを示す情報である。

#4.19.0.1.2 情報源

分点は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.19.0.2 記録の方法

星図の赤経・赤緯を記録する場合は、分点をも記録する。分点は年で記録する。

1950

#4.20 元期

元期は、エレメントである。

#4.20.0 通則

#4.20.0.1 記録の範囲・情報源

#4.20.0.1.1 記録の範囲

元期は、星図における天体の位置などの観測時点を示す情報である。

#4.20.0.1.2 情報源

元期は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.20.0.2 記録の方法

分点を記録する場合に、元期が分点と異なると判明しているときは、元期を記録する。

1948.5

(分点: 1950)

#4.21 対象利用者

対象利用者は、エレメントである。

#4.21.0 通則

#4.21.0.1 記録の範囲・情報源

#4.21.0.1.1 記録の範囲

対象利用者は、著作の内容が対象とする、またはその内容が適していると思われる利用者

層についての情報である。利用者層には、年齢層（児童、ヤング・アダルト、成人など）、教育段階（小学生、中学生など）、障害の種類などがある。

#4.21.0.1.2 情報源

対象利用者は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.21.0.2 記録の方法

資料に表示されているか、他の情報源から容易に判明する情報を記録する。

3・4 才向け

新人研修用

視覚障害者用

映倫: R18+

CERO: B

#4.22 文書・コレクションの組織化

文書・コレクションの組織化は、エレメントである。

#4.22.0 通則

#4.22.0.1 記録の範囲・情報源

#4.22.0.1.1 記録の範囲

文書・コレクションの組織化は、文書類またはコレクションの編成に関する情報である。

#4.22.0.1.2 情報源

文書・コレクションの組織化は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.22.0.2 記録の方法

文書類またはコレクションを構成するファイルや資料の組織化について、具体的に記録する。

排列は撮影地のアルファベット順

#4.23 学位論文情報

学位論文情報は、エレメントである。

#4.23.0 通則

#4.23.0.1 記録の範囲・情報源

#4.23.0.1.1 記録の範囲

学位論文情報は、その学位論文によって個人に授与された学位、学位授与機関、学位授与年を含む情報である。資料に学位論文であるという表示がある場合、または資料が学位論文であることが判明した場合は、学位の取得要件の一部として提出された学位論文として扱う。

#4.23.0.1.1.1 サブエレメント

学位論文情報には、次のサブエレメントから成る。

a) 学位（参照：#4.23.1 を見よ。）

b) 学位授与機関（参照：#4.23.2 を見よ。）

c) 学位授与年 (参照: #4.23.3 を見よ。)

#4.23.0.1.2 情報源

学位論文情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#4.23.0.2 記録の方法

学位、学位授与機関、学位授与年を、#4.23.1~#4.23.3 任意追加に従って記録する。

#4.23.1 学位

学位は、学位論文情報のサブエレメントである。

学位論文によって授与された学位の名称を簡略な語句で記録する。

博士 (情報科学)

医学博士

Ph.D.

doctoral

#4.23.2 学位授与機関

学位授与機関は、学位論文情報のサブエレメントである。

学位授与機関の名称を記録する。

東京大学

慶應義塾大学

Ludwig-Maximilians-Universität, München

(資料中の表記に従って記録)

(参照: 著作と学位授与機関との関連として記録する場合については、#44.1.2 を見よ。)

#4.23.3 学位授与年

学位授与年は、学位論文情報のサブエレメントである。

学位が授与された年は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。

2014

1969

#4.23.3 学位授与年 任意追加

学位が授与された年、月、日を、アラビア数字で記録する。

2015-01-10

1975-02-05